

## 令和8年度 早期巡回相談チェックシート

申込にあたっては、以下の内容を在籍園(所)等内で確認してください(提出する必要は、ありません)。

確認事項	わかった
<p>早期巡回相談では、以下のことを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態把握から個別の指導計画、個別の教育支援計画作成についての助言</li> <li>・ 個別の指導計画等や保育指導案に基づいた学級での指導・支援の方法についての助言</li> <li>・ 保護者との連携についての助言</li> <li>・ 関係諸機関との連携についての助言</li> </ul> <p>※ 子どもの指導や支援の在り方についての助言は行っておりますが、担任の先生の指導力向上を目的としたものではございません。</p>	
<p>園(所)への助言のため、保護者への説明や合意は必要ありません。</p>	
<p>在籍園(所)は、申込みを電子申請にて行い、申請完了メールを確認します。</p>	
<p>受付処理完了後、担当者から日程連絡があります。</p> <p>※ 申込みが集中する時期は、連絡までに時間がかかることがあります。他機関の訪問日時と重ならないように確認をした上で日程調整をお願いします。</p>	
<p>相談日当日の朝に対象幼児の出席確認を行います。</p> <p>※ 事前に欠席が分かった場合(病欠等)は、ご連絡ください。</p>	
<p>相談当日に担任が欠席した場合は、他の日程で調整します。</p>	
<p>相談日の3日前までに、保育指導案の電子申請を行います。</p>	
<p>相談日は、基本的に10時から行動や授業の観察、11時から園(所)内での協議を行う。協議は、管理職(所属長・主任等)、コーディネーター、担任が参加して行います。</p>	
<p>通学予定の小学校区がご不明な場合は、本市ホームページ「市立小学校・中学校通学区域」で検索ができます(本年度の通学区域をご参照ください)。</p>	